

6月23日～29日は 男女共同参画週間です

男女共同参画社会基本法が6月23日に制定されたことを記念して、毎年この1週間を「男女共同参画週間」としています。本市も、皆さんと協力・連携しながら男女共同参画を推進するさまざまな取り組みを行っています。

令和3年度キャッチフレーズ

“女だから、男だから、ではなく、
私だから、の時代へ。”

内閣府では男女共同参画社会について考えるためのキャッチフレーズを毎年募集しています。令和3年度は応募総数2,785点の中から表題のものが最優秀作品に選ばれました。

ハラスメントを生まないために 今日からできる “関係改善” アクション5



01 多くのトラブルは過失割合51:49だと知ろう

自分にとっては「圧倒的に相手が悪い」と感じるかもしれませんが、第三者から見れば「どっちもどっち」であることがほとんどです。まずは冷静になりましょう。

02 「私は正しい」という考えが トラブルの原因になっていることを知ろう

自分が正しいことを相手に認めてほしいなら、相手もあなたと同じ分だけ正しいことを認めましょう。どちらか一方だけが正しいと思い込むことがトラブルの原因になっています。

03 相手が怒っていたら 「そんな気持ちにさせてごめんね」と言おう

どう考えても自分に落ち度があると思えないこともあるでしょう。そういう場合は、相手を不快な気分させてしまったことだけを謝ることで場が収束することもあります。

04 口喧嘩をするときは必ず相手の逃げ道を用意しよう

逃げ道を完全にふさいで相手を叩きのめすまで追い詰めると、最悪の場合にはDVに発展することもあり得ます。どんなに相手が悪い場合でも責めるのはほどほどにしておきましょう。

05 他者を属性で判断する人なるべく避けよう

人種・性別・学歴などで他者を判断するタイプは、その人にしか通用しない「常識」という固定観念に縛られている可能性があります。なるべく関わらない方が安全です。

他者から不用意に傷つけられることを防ぐのはもちろんのこと、意図せずに自分が加害者にならないよう、いつも配慮を怠らないようにしたいですね。

ひとりで 悩んで いませんか？



誰かに悩みを聞いてもらうことで少しだけ心が楽になるかもしれませんが、相談するのは勇気が必要ですが、悩みを解決するためのきっかけとして相談窓口をぜひご活用ください。

内容	日時 ※祝日などを除く	問い合わせ窓口
青少年・子育て相談 (電話・Eメール)	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	まなび支援センター ☎0438(25)5000 ✉ mailsoudan@kisarazu.ed.jp
思春期相談(要予約)	第2水曜日 午前9時30分～11時30分	千葉県君津健康福祉センター(君津保健所) ☎0438(22)3744
心の健康相談(要予約)	第1木曜日 午後2時～4時 第3月曜日 午後1時～3時	地域子育てセンターゆりかもめ ☎0438(22)3630
育児電話相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	請西子育て支援センター ☎0438(30)7320
	月～金曜日 午前9時30分～11時30分 午後1時～4時30分	
女性の人権ホットライン	月～金曜日 午前9時～午後3時	ふくた保育園子育て支援センター ☎0438(53)5554 法務省 ☎0570(070)810
	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	
	火～日曜日 午前9時30分～午後4時	
女性のための総合相談	火～水曜日 午後4時～8時	千葉県男女共同参画センター ☎04(7140)8605
男性のための総合相談		千葉県男女共同参画センター ☎043(308)3421

“令和3年度 第2回 男女共同参画フォーラム”

みんなでつくる幸せのループ

オンライン＆
プレゼントあり！

～お互いに居心地のよい空間づくり～

夫婦におけるそれぞれの特性を生かした役割分担や女性ならではの発想を経営に反映させた経験などを通して、男女それぞれが自身の力を発揮するためのアイデアを提案します(申込不要)。

講師 平野 恵さん(平野養豚場 副代表)

配信期間 6月16日(水)～30日(水)

配信場所 市公式YouTubeチャンネル
「きさらづプロモチャンネル」

参加申込 不要

参加費用 無料(通信料はご負担ください)

★視聴者プレゼント企画も実施！

平野養豚場さんのご厚意により、動画視聴後のアンケートに回答していただいた人の中から抽選で5名様に銘柄豚「木更津の恵みポーク」加工品をプレゼントします。※アンケートフォームは市ホームページに設置します。



講師プロフィール

2014年から平野養豚場の経営に参画。SNSを通して積極的な情報発信を行うと同時に、銘柄豚「木更津の恵みポーク」のブランディングに成功。毎年11月3日開催の「オーガニックシティフェスティバル」のグローバルハピネスエリア実行委員としても活躍中。

④ 地方創生推進課

☎0438(23)8049

FAX 0438(23)9338

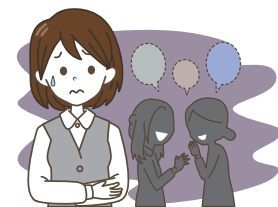
✉ sousei@city.kisarazu.lg.jp

HP 1008535



ハラスメントって なんだろう？

あなたにとっての「普通」が他の人にとっても
そうであるとは限りません。この点を十分認識し、他者への
思いやりと配慮をもって行動することこそが、家庭や
職場におけるハラスメント防止につながります。



ハラスメントとは、本人の意図とは関係なく「相手を不快にさせること」、「尊厳を傷つけること」、「不利益や脅威を与えること」などを指します。

ハラスメントの例

「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」

相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言や行動

「パワー・ハラスメント(パワハラ)」

職務上の地位などの優位性を背景に、業務範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行動

「モラル・ハラスメント(モラハラ)」

言葉や態度、身振りや文書などによって相手の人格や尊厳を傷つける行動

「アルコール・ハラスメント(アルハラ)」

飲酒やイッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶしなどの迷惑な発言・行動

「ジェンダー・ハラスメント」

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなど



もしもハラスメントを受けたら

- 1人でも我慢したり、無視したり、受け流すだけでは必ずしも状況は改善されません。勇気をもって行動し、はっきりと自分の意思を相手に伝えましょう。
- まず、身近で信頼できる人に相談しましょう。そこで解決することが困難なときは、各種相談窓口に申し出るなどの方法を考えましょう。
- ハラスメントを受けた日時や内容について、できるだけ詳しく記録しておきましょう。可能であれば第三者の証言を得ておきましょう。
- 自分の周りで被害に遭っている場面を見かけたら、見過ごさずに行方者に対し注意をうながすか、相談窓口などに助力を求めるようにしましょう。